

定 款

平成 28 年改正分

社会福祉法人 三扇福社会

定 款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園ソレイユの設置経営

(ロ) 一時預り事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三扇福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市和知川原1丁目40番地2に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係のある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第 7 条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第 8 条 役員の報酬については、勤務の実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別定めのある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故のあるとき、又欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務施行の状況及び法人の財産状況を監査しなければならない。

- 2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び宮崎市長に報告するものとする。
- 3 監事は前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見をのべるものとする。

(職員)

第12条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任命する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任命する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮崎県宮崎市和知川原1丁目40番地2所在の幼保連携型認定こども園ソレイユ 敷地 1筆 (1528.3平方メートル)
- (2) 宮崎県宮崎市和知川原1丁目40番地2、40番地1、41番地所在の幼保連

携型認定こども園ソレイユ、木造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 園舎 1 棟 (8 0 5 . 5 3 平方メートル)、及び木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 園舎 1 棟 (133.56 平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 1 4 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、宮崎市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保にする場合。
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資の係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 1 5 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 1 6 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 1 7 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 1 8 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面につ

いては、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届けなければならない。

第6章 公告の方法その他

(広告の方法)

第26条 この法人の広告は、社会福祉法人三扇福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長 中 村 正 夫

理 事 佐々木 文 雄

” 清 水 義 康

” 後 藤 芳 子

” 渡 辺 宗 寛

” 中 村 幹 夫

監 事 長 野 正 四 郎

” 押 川 千 秋

附 則

この定款は、昭和53年3月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年8月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年7月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年7月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年6月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年2月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年8月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月 1日から施行する。